

静岡県告示第685号の2

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年静岡県条例第90号）第14条第1項の規定に基づき、知事指定薬物として次のとおり指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和7年10月29日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 知事指定薬物の名称

物質名	適用年月日
N－（2－メチルフェニル）－N－〔1－（2－フェニルエチル）ピペリジン－4－イル〕プロパンアミド及びその塩類（通称名o r t h o－M e t h y l f e n t a n y l、o－M e t h y l f e n t a n y l）	令和7年10月30日
2－〔2－〔（4－エトキシフェニル）メチル〕－5－メチル－1H－ベンゾ〔d〕イミダゾール－1－イル〕－N，N－ジエチルエタン－1－アミン及びその塩類（通称名5－M e t h y l e t o d e s n i t a z e n e、E t o m e t h a z e n e）	令和7年10月30日
3－〔2－（ジメチルアミノ）エチル〕－1H－インドール－4－イル＝プロピオナート及びその塩類（通称名4－P r O－DMT）	令和7年10月30日

2 指定の理由

人の身体に使用された場合に、興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼし、さらに、これらが濫用されるおそれがあると認められるため。